

## ごみ収集の在り方等の課題について

### 1. 事業の意義の再確認

事業は、常に現在における意義やそもそもの在り方を問い直し、事業の形骸化から逃れなければなりません。事業の意義を考えながら、現在の事業を振り返ると、様々な課題に気づきます。ごみの収集の在り方等検討委員会における検討を通じ、武蔵野市のごみ収集の在り方等についての課題が明らかにされてきました。

### 2. 一般廃棄物の処理についての責務

武蔵野市は、廃掃法に基づき、市民から排出される一般廃棄物の処理を行う責務を有しています。一般廃棄物の処理に関しては、市の責務を前提としながら、集団回収や、店頭回収、新聞販売店の自主回収が市民・事業者により行われています。それらの事業の意義について、市の責務の一部の補完という観点から、捉えなおす必要があると考えます。

また、一般廃棄物の処理に関して、市民、事業者、収集事業者、行政というそれぞれの立場で関与しています。このことについて、本来負うべき負担を誰かに肩代わりさせるのでは問題の解決にはつながりません。ゆえに、一方の立場に偏らず、それぞれの立場を慮ることが必要です。そのような考え方によってのみ、全体として最適な事業の在り方が創出されるものと考えます。

### 3. 店頭回収及び新聞販売店の自主回収について

そうした視点で、スーパー等の店頭回収や新聞販売店の自主回収がどのように位置づけられてきたか振り返ると、多くの人に「企業の責任」という漠然とした印象でのみ捉えられてきた感があります。

例えば、スーパーが行っている店頭回収について、拡大生産者責任という言い方で取り組みの背景が説明なされる場合もあります。しかし、法的な責務という点では、容器包装リサイクル法で求められる金銭的な負担を行った上で、なおかつ市民のための取り組みとして自主的に実施されているものです。店頭回収を行うスーパーにとっては、人件費や回収ボックス設置に要する費用等、安価ではない経費を負担する中で行われています。企業の環境に向けた取り組みとしてイメージアップにつながるものであります。また、買い物をする市民の利便性にかなうものでもあります。このような取り組みは市民のためにも、行政収集とは別の受け皿としての機能としても、広く取り組まれることが望ましいものです。また、新聞販売店の自主回収については、法的責務がない中、行われています。販売店が商品を回収することは多くはありません。一般的に読み終わった本や雑誌の回収が書店で行われていないように、そのような回収が行われる品目は限られています。これらが市民の利便性にかなうことは明らかです。同様に行政収集とは別の受け皿としての機能としても、広く取り組まれることが望ましいものです。店頭回収や新聞販売店の自主回収が

なされていて「当たり前」なのではなく、実施する事業者が負担を負う中で回収が行われているのが現状なのです。

しかしながら、これらのことに対し、企業の責任として「行うべき」取り組みであるから、事業者が「行わなければならない」という言い方がされる場合があります。このような視点が実は、これらの取り組みの広がりを阻害してしまっているものと考えます。この視点に欠けているものは、よい取り組みに対しては良いものとして正当な評価をし、その活動がより活発になるよう促すことであり、法的責務を果たしてなお、経済的な負担を行ってまで取り組んでいる事業者の立場にも思いを致すことです。良いものは良いとまず評価し、お互い認め合うことから、望ましい取り組みを行う「やる気」につながります。そのことにより、取り組みは義務的なものから能動的なものに変化し、その望ましい取り組みも広がっていくものと考えます。例えば店頭回収は、主にスーパーで行われていますが、規模の大小はありますが、商店街、百貨店、コンビニ等も同じ小売業です。意義を共有し、前向きに取り組める環境を整えることができるのであれば、まだまだ、取り組みが広がる可能性はあるのではないかと思います。

#### 4. 集団回収について

武蔵野市において、集団回収制度は、資源物の再利用の推進及びごみの減量、ごみ問題に対する市民の関心を高めるために実施されてきました。当初は民間の事業として行われていたものを、昭和53年1月、行政が集団回収実施団体へ補助金を支出する事業として開始されました。昭和53年度には隔週の古紙の行政収集も開始されています。このことは、焼却施設等のひっ迫を背景とした可燃ごみの減量について、古紙の行政収集・集団回収を通じた資源化により果たすためのものでした。それまで、行政収集が行われていなかった古紙を資源物として明確に位置づけ、周知することを意図したものです。平成9年には、古紙の行政収集が毎週行われるようになりました。クリーンセンターの建設や焼却灰のエコセメント化による最終処分場の延命等により、制度の背景は変化しています。

集団回収については、事業目的や効果を明確化する必要があると考えます。例えば、補助金額は資源物回収量に比例しており、ゆえに、資源物を多く集めるほど補助金が多くなりますので、補助金を取得することが目的化している傾向が見られます。一方でごみ減量・資源化の啓発等の取り組みは補助金額に反映されません。

また、集団回収の実施による、行政コストの削減効果は不明確です。行政収集が毎週行われる中で、集団回収が行われていますが、現状は、行政収集コストに上乗せして、集団回収の補助金を支出しています。一般的に言われる、集団回収事業の経費から算出された重量当たりのコストが行政収集コストにより安いゆえに評価することは、本市においては地域を網羅して実施しなければならない行政収集の状況を踏まえない、単純な比較に過ぎず、一面的な評価と言わざるを得ないと考えます。

市民の関与が希薄な集団回収団体も増加しています。市民の関与は啓発につながるもの

です。例えば、管理人がごみ置き場を管理し、24 時間排出が可能な共同住宅では、住民は集団回収に関わっている意識があまりない中で、回収事業者により回収されることで集団回収と位置付けられ、補助金がマンションの管理経費に充当されているような場合もあります。このような状況は、ごみの減量・資源化に向けた啓発という目的からはかい離したものと考えます。

## 5. 行政収集について

行政収集については、平成 16 年度戸別・有料化を行って以降、分別区分や収集頻度については大きな見直しは行われていません。分別区分や収集頻度は、市が直営で収集していたときの手法を前提としています。直営の際は全体の車両を割り振ることで収集を行っていました。収集業務の委託化により、分別区分毎に収集事業者へ委託され業務が行われていますが、個々の収集事業者が業務に必要な、曜日ごとの車両台数が大きく異なっています。このことについては、事業者の経営のなかで効率的な車両・人員の取り扱いがなされているものと考えますが、一方で、必要車両台数や処理量等、増減の幅が大きいことで、経営の負担となる要素を内在しています。

収集運搬コストの多くは人件費です。東日本大震災以降、人件費は上昇しています。そして、2020 年東京オリンピック、パラリンピックに向けて当面、人件費の上昇が見込まれます。収集運搬コストの抑制するためには、分別区分や収集頻度の見直しを含めて、効率的な収集運搬の検討が必要となります。

振り返って、収集頻度を行政サービスの観点から見た場合、市民の利便性から言えば、その回数が多ければ多いほど、望ましいものと言えます。しかし、我々が、ごみの分別や、ごみの有料化を通じて経験したことは、利便性が高いほどごみの量は増えるということです。一人一日あたりのごみの排出量は削減の傾向にありますが、一方で人口は今後、微増が見込まれており、それによりごみの総量が増加する恐れがあります。利便性に配慮しつつも、市民一人一人の減量行動につながるような、最適な収集頻度・分別区分を再び考える時期に来ています。収集頻度と分別区分の見直しにあたっては、市民の利便性と合わせて、収集運搬の効率性や合理性も含めて検討すべきものと考えます。

## 6. 総合的な検討の必要性について

これらの課題の解決に向けて、各主体の前向きな行動が、相互に補完しあいながら、互いに認め合い、ごみの減量・資源化行動に繋がるよう検討をする必要があると考えます。